

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成十六年八月十日

岡山県知事 石 井 正 弘

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ハローズ庭瀬店

所在地 岡山市平野一〇〇一ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社ハローズ

住所 広島県福山市南蔵王町六丁目二六番七号

代表者の氏名 代表取締役 佐藤 利行

3 変更事項

(1) 駐車場の収容台数

(変更前) 二百三十二台

(変更後) 二百四十六台

(2) 駐輪場の位置

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

(変更前) 午前九時三十分

(変更後) 午前〇時（株式会社ハローズに限る。）

(4) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

(変更前) 午後十時

(変更後) 午後十二時（株式会社ハローズに限る。）

(5) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前九時から午後十時三十分まで

(変更後) 午前〇時から午後十二時まで

（ただし、第二駐車場は午前六時から午後十時まで）

4 変更年月日

平成十六年八月十六日

二 届出年月日

平成十六年八月二日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成十六年八月十日から平成十六年十二月十日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課、岡山地方振興局総務振興部総務振興課
及び岡山市役所